

# 鹿児島県身体障害者更生相談所

## ●専門的な相談及び指導

本人または家族・市町村からの相談に応じ、身体障害者の自立のために必要な福祉・医療・生活・施設入所等更生援護のための専門的な相談や指導・助言を行っています。

## ●補装具や更生医療の要否判定

市町村からの判定依頼に基づき、身体障害者に対する補装具や更生医療の要否判定を行い、市町村へ判定書を交付しています。また、次のとおり嘱託医による定例の来所判定を行っています。

## ●嘱託医による来所判定日

科目	日時	判定内容
整形外科 (肢体不自由)	毎週 水曜日 (受付 13:00～13:30) (診察 14:00～15:00)	○車いすや義足などの処方意見書を作成します。 ○問診・診察・適合判定などを行います。
耳鼻咽喉科 (聴覚障害)	毎月 第3木曜日 (受付 13:00～14:00) (診察 14:30～15:30)	○補聴器の処方意見書を作成します。 ○問診・検査・診察・適合判定などを行います。



## ●身体障害者手帳の審査判定及び交付

身体障害者からの申請（鹿児島市を除く県内市町村が対象）に基づき、身体障害者手帳の審査判定を行い、手帳の交付事務や再交付・変更・返還などの事務を行っています。

## ●巡回相談の実施

来所することが困難な離島地区の身体障害者の利便を図るため巡回相談を実施し、各種相談や補装具及び身体障害者手帳の審査判定を行い、必要な診断書等を作成しています。

# 鹿児島県精神保健福祉センター

## ●相談業務

精神科医・保健師・心理士などで本人や家族からの心の健康などに関して、電話相談や来所相談を受けています。

## ●技術援助・教育研修・普及・啓発

精神保健福祉にかかわる市町村等関係機関に対して、専門的立場から技術的援助や研修を行います。また、精神保健福祉に関する知識の普及・啓発を行います。

## ●自立支援医療費（精神通院）及び精神障害者保健福祉手帳に関する業務

自立支援医療費（精神通院）や精神障害者保健福祉手帳の判定会を開催し、受給者証及び手帳の交付を行います。



## 来所相談のご案内

相談内容	予約	相談日	時間
精神保健福祉相談 初めての方	要予約	木曜日	9:00～12:00
2回目以降の方	不要 (受付11:00迄)	月曜日	9:00～12:00
思春期相談	要予約	水曜日	9:00～12:00
薬物相談	要予約	第3木曜日	14:00～16:00

- \* 相談に来られる方は、健康保険証をご持参ください。
- \* 要予約の日は、事前に電話で相談日を予約してください。
- \* 電話相談は常時受け付けています。(TEL 099-218-4755)

## 精神保健福祉センター内にある相談機関

●高次脳機能障害者支援センター	TEL 099-228-9568
高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援や関係機関との連絡調整、関係者への研修等を行います。	〈電話・来所相談日時〉 火・木・金 9:00～12:00 13:00～16:00
●自殺予防情報センター	TEL 099-228-9558
自殺を考えている方や自死遺族の方などの相談支援や関係機関との連絡調整、関係者への研修等を行います。	〈電話・来所相談日時〉 月・木 9:00～12:00 13:00～16:00

\* 来所相談は事前に電話してください。